

1. 契約名

市報うおぬま・市報うおぬまお知らせ版印刷製本

2. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 発行日及び発行回数

(1) 市報うおぬま（10日号）…毎月10日（発行日が土曜・日曜・祝日の場合、前の平日とする。）

(2) お知らせ版（25日号）…毎月25日（発行日が土曜・日曜・祝日の場合、前の平日とする。）

(3) 市報うおぬま（10日号）…12回発行、お知らせ版（25日号）…12回発行

4. 発行部数

(1) 市報うおぬま（10日号）…毎回13,500部

(2) お知らせ版（25日号）…毎回13,400部

5. 規格等

(1) 版型

市報うおぬま（10日号）、お知らせ版（25日号）ともに、A4版（297mm×210mm）右綴じ用2穴入りとする。

(2) ページ数

① 市報うおぬま（10日号）

原則20（本紙ページ（14ページ）とお知らせ版（6ページ）の合体版）ページとするが、必要に応じ増減する。

② お知らせ版（25日号）

原則8ページを2回、6ページを10回とするが、必要に応じ増減する。

(3) 用紙

市報うおぬま（10日号）、お知らせ版（25日号）ともに、A4（44.5kg）つや消シート紙と同程度のグリーン購入法に適合する再生紙とする。ただし、グリーン購入法に適合する再生紙を納入することが困難な場合には、発注者の了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

(4) 印刷

① 市報うおぬま（10日号）

オフセット印刷（PS版使用）、原則毎回6ページを4色刷りとし、その他のページは白地に黒文字刷りとする。

② お知らせ版（25日号）

オフセット印刷（PS版使用）、白地に黒文字刷りとする。

(5) 封入

① 市報うおぬま（10日号）

毎回13,500部発行のうち、発注者が指示する部数をOPP（ニ軸延伸ポリプロピレンの厚さ0.03mm以上）使用のフタ付き（テープ付き）A4版透明封筒に封入し、宛名シールを添付する。宛名シールは、発注者側が印刷し受注者に提供する。

② お知らせ版（25日号）

毎回13,400部発行のうち、発注者が指示する部数をOPP（二軸延伸ポリプロピレンの厚さ0.03mm以上）使用のフタ付き（テープ付き）A4版透明封筒に封入し、宛名シールを添付する。宛名シールは、発注者側が印刷し受注者に提供する。

(6) 納品

市報うおぬま（10日号）、お知らせ版（25日号）ともに、毎月発行日の2日前、午後4時までに6地域（堀之内、小出、湯之谷、広神、守門、入広瀬）に区分け、発注者が指定した配付内訳表を添付し、梱包した状態で、発注者の指示した場所に納品する（納品日が土曜・日曜・祝日の場合、前の平日とする。）。

6. 原稿等

(1) 入稿時期

① 市報うおぬま（10日号）

本紙ページの入稿日は、発行日の6日前（土曜・日曜・祝日を除く）の午前9時までに受注者に渡すことを原則とする。お知らせ版の入稿日は、発行日の17日前（土曜・日曜・祝日を除く）の午前9時までに受注者に渡すことを原則とする。

② お知らせ版（25日号）

入稿は、発行日の16日前（土曜・日曜・祝日を除く）の午前9時までに受注者に渡すことを原則とする。

(2) 入稿物品

① 本紙ページは、発注者が編集を完了したInDesign形式データと紙原稿とする。お知らせ版は、excel形式データと紙原稿を原則とする。

② お知らせ版の原稿に表又はグラフ等がある場合は、必要に応じてExcel形式、PDF形式又はPowerPoint形式を追加する。

③ ①及び②のデータは大容量ファイル送信サービス等で、安全性を確認したメディア渡しとする。

(3) 編集機器に必要なスペック

① 入稿データに対応できる編集機器はWindows 11以降のOSを搭載したパソコンとする。

② ①のパソコンにインストールされているソフトウェアは以下の条件以上の性能を有する。

(ア) InDesignCC2026…レイアウト、文字データ作成用

(イ) IllustratorCC2026…グラフ、図表、イラスト類データ作成用

(ウ) PhotoshopCC2026…写真類データ取込用、イラスト類データ作成用

(エ) Microsoft office…お知らせ版原稿取込用、表又はグラフ等取込用

③ フォントはフォントワークス LETS を使用する。

(4) 編集

市報うおぬま（10日号）は、本紙ページ（14ページ）を発注者が編集し、お知らせ版（6ページ）を受注者が編集することを原則とするが、それぞれが編集するページ数は必要に応じ増減する。お知らせ版（25日号）は受注者が編集する。

(5) 校正

① 校正は、本紙ページ1回、お知らせ版3回を原則とする。

② 入稿後、発注者から校正指示のあった作業が完了後に紙媒体印刷物を発注者に提供する。

(6) 校了

① 市報うおぬま（10日号）

校了日は、発行日の5日前(土曜・日曜・祝日を除く)の午前9時までを原則とする。

② お知らせ版 (25日号)

校了日は、発行日の4日前(土曜・日曜・祝日を除く)の午前9時までを原則とする。

(7) 修正

校了日後、発注者が受注者に修正を依頼する場合、協議し対応する。この場合は別途料金を支払う。

7. 条件

- (1) 発注者が制作した入稿データに対応できる設備と機器を有する。
- (2) 短期間の印刷が可能な製版・印刷設備を備えていること。
- (3) 市報うおぬま (10日号)・お知らせ版 (25日号) 制作にかかる作業を市内の自社で行うことができ、掲載内容を第三者に知られないよう細心の注意を払うこと。ただし、特殊な作業で外注が必要な場合は、発注者と協議する。
- (4) 発注者が指定した配付数等にかかる事柄については、他への使用を禁止する。
- (5) 業務着手時の打合せ協議にて、校正及び入稿ならびに納品日等の年間スケジュールを決定する。

8. 成果物に係る著作権等

(1) 成果物に係る著作権の譲渡

成果物及びその構成要素 (以下「成果物等」という。) について、著作権法 (昭和45年法律第48号) 第21条から第28条に規定する著作権者の権利のうち受注者に帰属するものは、成果物の引き渡し時に発注者に譲渡するものとする。

(2) 著作者人格権の制限

① 受注者は、発注者に対し、次に掲げる行為をすることを許諾したものとする。

(ア) 成果物等を公表すること。

(イ) 成果物等を複製し、または改変すること。

(ウ) 成果物等を音声及び外国語に翻訳して発行すること、またその他の媒体により表現すること。

(エ) 成果物等を公表するときに著作者名の表示をしないこと。

② 受注者は、あらかじめ発注者の承諾または合意を得ることなく成果物等を公表してはならない。

③ 受注者は、発注者が著作権を行使する場合において、著作権法第19条第1項または第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

(3) 第三者の著作権等の侵害の防止等

① 受注者は、成果物等の全てについて第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを保証するものとする。第三者の有する著作権等を侵害した場合は、受注者は、その損害を賠償し、必要な措置を講じなければならない。

② 受注者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならない。

9. その他

本件は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において当該契約に係る歳出予算の減額又は削減のあった場合、契約を変更又は解除することがあります。